保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

認定こども園等に勤務している、保育士資格を有する者であり、かつ、幼稚園教諭免許状を有していない者が、特例制度(※)により幼稚園教諭免許状を取得するために要した、大学の受講料等及び受講する幼稚園教諭代替に伴う雇上費の補助を行うものです。

※特例制度の詳細については、下記のリンク先をご覧ください。
文部科学省「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339596.htm

(1)対象者

保育士資格を有する者であり、かつ、幼稚園教諭免許状を有していない松山市内の下記施設①または②に勤務する者

①認定こども園　②認定こども園への移行を予定している施設

(2)申請者

松山市内の(1)の①②の施設　※個人での申請はできませんので、ご注意ください

(3)支給要件

下記の①～④を満たしていること

①当該年度中に大学で受講を開始していること

②大学における必要となる科目修得後、幼稚園教諭免許状を取得すること

③幼稚園教諭免許状が授与され、認定こども園又は認定こども園への移行を予定している施設で１年間以上勤務していること

④代替保育士については、こども家庭庁所管の保育対策総合支援事業費補助金における「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」において、認定こども園等に勤務し、保育士資格取得に当たっての受講料補助の対象となる幼稚園教諭(以下、「対象幼稚園教諭」という。)の代替として、保育対策総合支援事業費補助金における「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」の対象施設(公立を除く)に雇上された幼稚園教諭(以下「代替幼稚園教諭」という。)であること

(4)補助金額

下記の①②

①事業対象となる者１人につき、免許取得に要した経費の２分の1(上限10万円)

②代替職員雇上費　１日当たり8，040円(令和7年度)

(5)申請の流れ

① 大学等入学

② 松山市に実施計画書を提出

③ 計画の実施決定通知を受ける

④ 大学等で必要な科目を修得

⑤ 幼稚園教諭免許状の交付を受ける

⑥ 松山市に完了報告書･補助金申請を提出

⑦ 補助金決定後、補助金請求

⑧ 補助金の交付

⑨ 半年後、「勤務継続報告書」提出

⑩ １年後、「勤務継続報告書」提出

【実施計画書提出】
受講開始日の属する年度中

【補助金申請時期】
❶幼稚園教諭免許状の交付後、勤務対象施設に勤務を開始した日の属する月末まで
❷幼稚園教諭免許状の交付前から勤務対象施設に勤務している場合は幼稚園教諭免許状の交付を受けた月末